

令和8年度畜産業振興事業の実施等について

1 事業実施主体の公募について

令和8年度畜産業振興事業については、継続事業等を除く9事業について、公募要領に基づき、令和8年1月22日から2月19日まで事業実施主体候補者の公募を実施し、3月12日に外部委員及び機構職員からなる審査委員会を開催して事業実施主体候補者を選定し、3月16日に事業実施主体候補者を決定の上、結果の通知を行った。

上記公募で応募のなかった堆肥舎等長寿命化推進事業（畜産環境対策の推進支援）については、追加公募要領に基づき、4月3日から4月16日まで事業実施主体候補者の公募を実施し、5月11日に外部委員及び機構職員からなる審査委員会を開催して事業実施主体候補者を選定し、5月13日に事業実施主体候補者を決定の上、結果の通知を行った。

事業実施主体候補者の公募の公告と、事業実施主体候補者の選定結果の公表については、機構のホームページ等により行っている。

〔参考〕令和8年度公募対象事業

- 1 酪農経営支援総合対策事業
- 2 肉用牛経営安定対策補完事業
- 3 養豚経営安定対策補完事業
- 4 堆肥舎等長寿命化推進事業
- 5 畜産特別支援資金融通事業
- 6 食肉流通改善合理化支援事業
- 7 畜産副産物適正処分等推進事業
- 8 畜産経営安定化飼料支援事業
- 9 国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業（令和7年度補正）

※事業実施期間が複数年度にわたる事業（基金事業を含む。）については、当該実施期間の当初に公募を行い、原則として事業実施期間終了までその事業実施主体が継続して実施。

また、疾病や災害の発生、経済情勢等の急激な変化に対応する緊急対策事業については、公募によらず事業実施主体を特定して実施。

2 事業の審査・採択について

- （1）事業の円滑かつ早期の執行を図る観点から、事業実施要綱等を3月31日までに制定し、機構ホームページにて公表した。

また、事業実施計画の早期提出に向けた指導、ヒアリングを行っている。

- （2）事業の採択に当たっては、費用対効果分析又はコスト分析手法を適用している（詳細は、資料5-1を参照）。

- （3）令和8年度の審査・採択の状況は、別表のとおりである。

(別表)

令和8年度畜産業振興事業の審査・採択状況（令和8年5月末日現在）

「種類・件数」欄の○印は「費用対効果分析手法」、◇印は「コスト分析手法」、☆印は「目標設定・評価」、件数は交付決定又は事業実施計画の承認件数である。

事業名	事業実施主体	審査状況		種類・件数
加工原料乳生産者経営安定対策事業	農協連 生乳生産者	実施要綱改正	3月23日	◇ 2件
		交付決定	5月15日	
酪農経営支援総合対策事業	(一社) 中央酪農会議 (公社) 中央畜産会 (一社) 酪農ヘルパー全国協会 都道府県団体 (一社) 家畜改良事業団 (一社) Jミルク 全国酪農業協同組合連合会 全酪連販売預託推進協議会	実施要綱改正	3月24日	◇ 1件
		実施要領承認	4月8日	
			4月16日	
			5月12日	
			5月28日	
		交付決定	5月22日	
肉用牛経営安定対策補完事業	都道府県団体 (一社) 日本家畜人工授精師協会 (一社) 全国肉用牛振興基金協会 (公社) 中央畜産会 (一社) 日本家畜商協会 全国肉牛事業協同組合 中小企業等協同組合	実施要綱改正	3月26日	◇☆
		実施要領承認	5月22日	
養豚経営安定対策補完事業	(一社) 日本養豚協会 都道府県団体 生産者集団(3戸以上) 農協等	実施要綱改正	3月24日	◇
堆肥舎等長寿命化推進事業	(公社) 中央畜産会 全国農業協同組合連合会 全国酪農業協同組合連合会 (一財) 畜産環境整備機構	実施要綱改正	3月23日	◇ 1件
			4月10日	
		実施要領承認	4月7日	
畜産高度化推進リース事業	(一財) 畜産環境整備機構		4月27日	◇ 1件
		交付決定	5月25日	
		実施要綱改正	3月18日	
		実施要領承認	4月8日	
		実施計画承認	4月15日	

畜産特別支援資金融通事業	(公社) 中央畜産会	実施要綱改正	3月23日 5月21日	◇
		実施要領承認	4月3日 5月26日	
食肉流通改善合理化支援事業	全国食肉事業協同組合連合会 全国食肉業務用卸協同組合連合会 首都圏食肉卸売業者協同組合 兵庫県食肉卸事業協同組合 (公社) 日本食肉市場卸売協会 (一社) 全国肉用牛振興基金協会 (一社) 家畜改良事業団 (一社) 日本食鳥協会 (一社) 日本成鶏処理流通協会 (公財) 日本食肉消費総合センター 大阪府同和食肉事業協同組合連合会 全国食肉輸出入事業協同組合連合会 関東食肉輸出入事業協同組合 九州食肉輸出入事業協同組合 北海道チクレン農業協同組合連合会 (一社) 北海道酪農畜産協会 群馬農協チキンフーズ(株)	実施要綱改正	2月20日 3月23日 3月24日	○◇ 1件
		実施要領承認	4月9日 4月10日 4月17日 4月22日 4月24日 5月13日 5月15日	
		実施計画承認	5月21日	
畜産副産物適正処分等推進事業	(一社) 日本畜産副産物協会 協業組合等	実施要綱改正	3月23日	◇☆
		実施要領承認	4月3日 4月20日 4月22日	
畜産経営安定化飼料支援事業	協同組合日本飼料工業会 全国農業協同組合連合会	実施要綱制定	3月26日	◇ 1件
		実施要領承認	4月6日	
		交付決定	5月20日	
畜産経営災害等総合対策緊急支援事業	(一社) 中央酪農会議 都道府県団体 農協等 生産者集団(3戸以上) 一般社団法人 一般財団法人 (公社) 中央畜産会 (一社) 日本養鶏協会	実施要綱改正	3月25日 5月21日	◇
		実施要領承認	4月8日	

バター・脱脂粉乳需給 不均衡及び生乳流通改 善緊急事業	農協連等	実施要綱改正	3月23日	◇
優良和子牛生産推進緊 急支援事業	都道府県肉用子牛価格安定基金協 会 (一社) 全国肉用牛振興基金協会	実施要綱改正	3月18日	◇
飼料価格高騰対策事業	(公社) 配合飼料供給安定機構	実施要綱改正	3月24日	◇
		交付決定	4月13日	1件
肥育牛経営改善等緊急 対策事業	(公社) 配合飼料供給安定機構	実施要綱改正	3月24日	◇
		実施計画承認	4月27日	2件
		交付決定	4月13日	
和子牛産地基盤強化緊 急特別対策事業	都道府県肉用子牛価格安定基金協 会 (一社) 全国肉用牛振興基金協会	実施要綱制定	3月18日	◇
食肉処理高度化緊急特 別対策事業	産地食肉センター	実施要綱制定	1月26日	(※)
		実施計画承認	5月15日 5月21日 5月25日 5月26日	6件
和牛肉需要拡大緊急対 策事業	全国農業協同組合連合会 全国食肉事業協同組合連合会 日本ハム・ソーセージ工業協同組合 全国開拓農業協同組合連合会 首都圏食肉卸売業者協同組合 一般社団法人東京食肉市場協会 日本食肉流通センター卸売事業協 同組合 九州食肉輸出入事業協同組合 全国食肉業務用卸協同組合連合会 全国畜産農業協同組合連合会 関東食肉輸出入事業協同組合 (公財) 加古川食肉公社 (公財) 日本食肉消費総合センター	実施要綱改正	1月14日	◇
		実施要領承認	4月16日	6件
		実施計画承認	4月1日	
国産牛乳乳製品の需要 拡大・競争力強化対策 事業	農協 農協連等 一般社団法人	実施要綱改正	12月22日 2月4日 3月24日	◇☆

	一般財団法人 （一社）Jミルク （一社）日本乳業協会 （一社）中央酪農会議 全国酪農協同組合連合会	実施要領承認	3月4日 4月30日 5月1日 5月14日	
--	---	--------	--------------------------------	--

（※）食肉処理高度化緊急特別対策事業については、食肉等の高度な衛生管理体制の整備の促進のための事業であり、費用対効果分析が馴染まないため、実施要綱に基づく運営状況報告により計画に対する施設の利用状況を事後に確認することとしている。

令和 8 年 度

畜 産 業 振 興 事 業 の 概 要

独立行政法人農畜産業振興機構

令和8年度畜産業振興事業一覧

事業名	8年度所要額 (千円)	機構担当部・課・ダイヤル		
		03(3583) × × × ×		
1. 経営安定対策				
加工原料乳生産者経営安定対策事業	1,139,064	酪農乳業部	生乳課	2706
2. その他対策				
酪農経営支援総合対策事業	4,766,034	酪農乳業部	酪農振興課	4365
肉用牛経営安定対策補完事業	4,207,563	畜産経営対策部	経営対策課	8490
養豚経営安定対策補完事業	317,213	畜産経営対策部	養豚経営課	1150
堆肥舎等長寿命化推進事業	212,633	畜産振興部	畜産生産課	4344
畜産高度化推進リース事業	貸付枠2,200,000	畜産振興部	畜産生産課	4344
畜産特別支援資金融通事業	1,142,920	畜産振興部	畜産生産課	4344
食肉流通改善合理化支援事業	3,384,556	畜産振興部	畜産流通課	4340
		畜産振興部	畜産流通課	9482
		畜産振興部	畜産生産課	4344
畜産副産物適正処分等推進事業	5,587,797	畜産振興部	畜産流通課	4340
		畜産振興部	畜産生産課	4344
畜産経営安定化飼料支援事業	148,925	畜産振興部	畜産流通課	4340
3. 緊急対策				
畜産経営災害等総合対策緊急支援事業	3,280,000	酪農乳業部	酪農振興課	4365
		畜産経営対策部	経営対策課	8490
		畜産経営対策部	養豚経営課	1150
		畜産振興部	畜産生産課	4344
バター・脱脂粉乳需給不均衡及び生乳流通改善緊急事業	1,707,550	酪農乳業部	生乳課	2706
優良和子牛生産推進緊急支援事業	662億円の内数	畜産経営対策部	肉用子牛課	8697
和子牛産地基盤強化緊急特別対策事業	662億円の内数	畜産経営対策部	肉用子牛課	8697
食肉処理高度化緊急特別対策事業	3,000,000	畜産振興部	畜産流通課	9482
4. 令和7年度補正予算に係る対策等				
和牛肉需要拡大緊急対策事業	17,000,000	畜産振興部	畜産流通課	4340
国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業	13,100,000	酪農乳業部	生乳課	2706
		酪農乳業部	酪農振興課	4365

なお、各事業の詳細等につきましては、当機構ホームページ(<https://www.alic.go.jp>)の「各種業務の実施に関する情報」をご覧ください。

加工原料乳生産者経営安定対策事業

1 事業の目的

加工原料乳の取引価格が需給変動等により低落した場合に、生産者からの拠出による積立金及び機構の補助金（生産者：機構＝１：３）によりその一定部分を補填し、加工原料乳生産者補給金制度と併せて、酪農経営の安定を図り、もって生乳の再生産の確保及び牛乳乳製品の安定供給に資する。

2 事業の内容

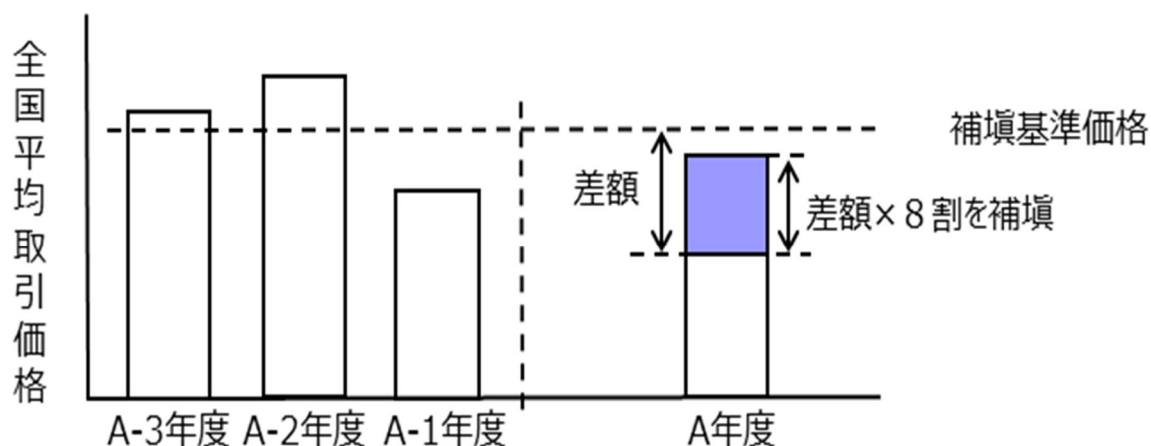
加工原料乳（脱脂粉乳・バター等向け、チーズ向け及び生クリーム等向けの生乳）の取引価格が補填基準価格（全国の直近３年間の平均取引価格）を下回った場合に、生産者に補填金（差額の８割）を交付する。

3 事業実施主体 対象事業者

（参考）

基本的な仕組み

- ① 事業実施期間：令和８～１０年度（３年間）
- ② 補填基準価格：全国の直近３年間の平均取引価格
- ③ 補填割合：補填基準価格と当年度の全国平均取引価格との差額の８割



酪農経営支援総合対策事業

1 事業の目的

我が国の酪農は、高齢化等により酪農家戸数や飼養頭数が減少し、生産基盤の弱体化が進行している。このため、生産者集団等が行う地域の創意工夫を生かした取組を支援し、担い手や優良な乳用牛を確保していくとともに、経営の持続性の向上を図り、地域の実情に応じた酪農生産基盤の維持・強化を図る。

2 事業の内容

(1) 酪農生産基盤・飼養環境改善の支援

(ア)後継牛確保のための環境整備（機器導入（カーフハッチ、分娩カメラ等）、つなぎ牛舎の改良）、飼養環境の改善、暑熱対策、育成牛等の事故率低減支援（ワクチン1千円/頭）、供用期間の延長支援（肢蹄保護、乳房炎ワクチン等、1千円/頭）、暑熱等により不足する国産飼料の確保、冠水等により生育不良となった永年草地への追播（イ）労働負担軽減に資する機械装置等の導入と一体的な施設の整備を支援する。

(2) 地域の生産体制の強化

生産基盤が脆弱な地域において持続的な生乳生産体制を確保するため、(ア)経営離脱農家等を研修施設として活用した担い手の確保、(イ)将来にわたって持続可能な経営体の創出、(ウ)後継牛育成のための広域預託を推進する取組や家畜輸送の体制整備等を支援する。

(3) 酪農ヘルパーの利用拡大

①酪農ヘルパーの職業認知度向上、修学支援、学生インターンシップの受入、人材コンサルタントの活用、ヘルパー研修や外国人材の活用等の人材確保・育成、②傷病時等の利用料金を軽減するための互助基金制度及び③広域利用調整、酪農ヘルパーの待遇改善や利用組合の経営改善等の利用組合強化の取組を支援する。

(4) 生乳流通体制の合理化の推進

生乳流通コストの生産者負担軽減等を図るため、生乳生産者団体等が行う「生乳流通合理化計画」等の検討・作成、生乳流通関係機器のリース導入、貯乳施設の減容化・需給調整機能を持たせるために必要な補改修、乳代精算方法の効率化等の取組を支援する。

(5) 生乳需要基盤の確保の推進

国産牛乳乳製品の消費の維持・定着を図るため、消費者等への酪農理解醸成活動、牛乳乳製品の新たな利用場面の普及や価値訴求、生産者自らが製造する牛乳乳製品の需要拡大のための技術研修や販路拡大等の取組を推進する。

(6) 乳用牛の計画的な改良・増殖の推進

牛群検定組合等が行う乳用牛の飼養管理に係る技術指導、調整交配を支援する。

3 事業実施主体 生産者団体等

4 所要額（補助率） 4, 766百万円（定額、2／3、1／2、1／3以内）

肉用牛経営安定対策補完事業

1 事業の目的

肉用牛生産は中山間地域や離島等の基幹的な農業部門のひとつとして、地域経済の活性化に重要な役割を果たしてきたが、小規模・高齢者層を中心とした生産者の離脱等から生産基盤の脆弱化が危惧されている。

このため、遺伝的多様性に配慮した繁殖雌牛の確保、子牛生産の効率化、担い手の育成等を支援することにより、生産基盤の強化を図る。

2 事業の内容

(1) 肉用牛生産基盤強化対策

- ① 遺伝的多様性に配慮した繁殖雌牛の導入を支援する。
導入奨励金：6万円/頭、9万円/頭（希少性の高い牛）
- ② 繁殖経営の生産性向上に必要な簡易牛舎（育成牛の簡易牛舎を含む）の整備及び機器資材の導入等に対して支援を行う。
- ③ 肉用牛ヘルパーの推進を支援する。
- ④ 多様な担い手の育成を支援する。
- ⑤ 特定地域における肉用牛の処理を支援する。
- ⑥ 和牛精液等の流通管理を周知・徹底する取組を支援する。

(2) 地方特定品種並びに離島等及び山振地域の肉用牛振興対策

- ① 地方特定品種の特徴を活かした生産や放牧利用の拡大、飼養頭数の増頭等を推進するための取組を支援する。
- ② 離島等及び山振地域における肉用子牛の集出荷を促進する取組や、購買者を誘致する取組を支援する。

(3) 肉用子牛流通等対策

- ① 家畜商組合等が行う、金融機関から借り入れた資金を活用した肉用子牛等の預託を促進するための奨励金を交付する。
- ② 家畜商組合等が借り入れる預託牛の導入資金に係る債務保証及びその代位弁済を行う取組等を支援する。
- ③ 肉用子牛等の流通の多様化を図るため、家畜商組合等による地域における優良な肉用牛の集出荷体制を改善する取組等を支援する。
- ④ 肉用牛の輸送体制の効率化等を図るため、輸送環境を改善する設備機器等の導入や中継拠点となる係留施設の整備、運転手への家畜の取扱いに関する研修等の取組を支援する。

3 事業実施主体 都道府県団体、民間団体

4 所要額（補助率） 4, 208百万円（定額、1／2以内等）

養豚経営安定対策補完事業

1 事業の目的

我が国の基幹的な農業部門のひとつである養豚経営は、地域経済の活性化に重要な役割を果たしてきたが、飼料価格の高騰や豚熱のまん延等から生産基盤の弱体化が危惧されている。

このため、肉豚の能力向上への集団的な取組、家畜人工授精等の技術習得のための研修会、飼養管理技術に関する実証、アフリカ豚熱等リスク低減等を支援することにより、生産基盤の強化を図る。

2 事業の内容

(1) 集団的な肉豚能力向上支援

生産者集団等における、能力向上推進計画に基づく純粋種豚等の導入、純粋種豚の能力向上に資する一代雑種雌豚の導入、及び特色ある肉豚生産のため能力向上に資する種豚（ランドレース種、大ヨークシャー種、デュロック種を除く）の導入経費に対して支援する。

(2) 生産性向上支援

肉豚等の生産性向上や生産コスト削減の観点から、家畜人工授精に必要な知識の取得や飼養管理技術の向上・習得のための研修会開催、地域の生産性向上に資する飼養管理技術の向上のための実証、先進的な経営改善の取組の調査や普及活動等に対して支援する。

(3) アフリカ豚熱等リスク低減対策

種豚供給拠点の整備や出荷が困難となった肥育素豚の追加的な飼養等に対して支援する。

3 事業実施主体 民間団体

4 所要額（補助率） 317百万円（定額、1/2以内、1/3以内）

堆肥舎等長寿命化推進事業

1 事業の目的

経年劣化が進んでいる家畜排せつ物処理施設（堆肥舎等）の長寿命化等を支援することにより、我が国畜産の発展に資する。

2 事業の内容

（1）家畜排せつ物処理施設の長寿命化のための補修の実証、簡易な堆肥化処理施設の整備支援

家畜排せつ物処理施設（污水处理施設、脱臭施設を含む）の長寿命化のため地域の実情に応じて補修の実証を行う取組や、遮水シート等を利用した簡易な堆肥化処理施設を実証的に整備し、その整備方法・効果等を地域に普及する取組を支援する。

地域における家畜排せつ物の処理の拠点となっている堆肥センターの長寿命化のため、施設の老朽度調査の実施や、収益性向上計画の策定、再編合理化計画を策定する取組等を支援する。

（2）老朽化した家畜排せつ物処理施設の補改修等の推進支援

老朽化が進んでいる家畜排せつ物処理施設（堆肥舎、自動攪拌装置、鶏ふん焼却ボイラー設備、畜産バイオマス施設、脱臭施設・装置、污水处理施設・装置等を含む）の補改修等の事例調査、畜産農家等の関係者への優良事例の普及等の取組を支援する。

（3）畜産環境対策の推進支援

家畜排せつ物の利活用、悪臭防止や污水处理などに係る調査・情報収集、畜産農家等の関係者への普及等を行う。

3 事業実施主体 民間団体

4 所要額（補助率） 213百万円（定額、1／2以内）

畜産高度化推進リース事業

1 事業の目的

畜産経営における家畜排せつ物の適切な処理と利活用の推進、食肉や生乳流通の効率化・合理化に必要な施設等の導入を、リース方式で支援することにより、我が国畜産業の安定的発展を図る。

2 事業の内容

(1) 畜産整備リース事業

畜産農家等に対して、家畜排せつ物の適切な処理や新たな飼養衛生管理基準への対応に必要な施設、畜産経営の健全な発展を図るために必要な飼養管理施設等の貸付を行う。

(2) 食肉販売等合理化施設整備リース事業

食肉処理、加工、販売事業者等に対して、食肉流通の合理化、衛生水準の高度化等に必要な施設等の貸付を行う。

(3) 生乳流通効率化支援リース事業

生産者団体、牛乳販売業者等に対して、生乳等の流通の効率化に必要な施設等の貸付を行う。

3 事業実施主体 (一財) 畜産環境整備機構

4 貸付枠 2, 200百万円

畜産特別支援資金融通事業

1 事業の目的

負債の償還に支障を来している経営や家畜伝染病発生により深刻な影響を受けた経営に対する低利資金の円滑な融通を支援する。また、多額の資金を必要とする畜産経営の円滑な資金調達に資するために、動産担保融資が広く利用できる環境整備を支援する。

2 事業の内容

(1) 畜産特別資金

① 畜産リノベ資金（大家畜・養豚特別支援資金）

負債の償還が困難な畜産経営に対し、長期・低利の借換資金を融通する融資機関へ利子補給を行うとともに、経営改善指導及び債務保証に対する支援を行う。

- 貸付条件（利率は令和8年4月末現在）

		経営改善資金			経営継承資金
		一般	特認	残高借換	
償還期限	大家畜	15年以内	25年以内		
	養豚	7年以内	15年以内		
	うち据置期間	3年以内	5年以内		
貸付利率		2.60%以内			

注：経営改善資金で残高借換を行うことができるのは令和9年度のみ。

- 融資枠（令和5～令和9年度） 500億円（大家畜450億円、養豚50億円）
- 融資機関 農協、農協連、農林中央金庫、銀行等

② 酪農・肉用牛担い手緊急支援資金

経営環境が厳しい大家畜経営に対し、3年間の負債償還額の借換資金を緊急的に融通する融資機関へ利子補給を行うとともに、経営改善指導及び債務保証に対する支援を行う。

- 貸付条件（利率は令和8年4月末現在）

償還期限	大家畜	25年以内
	うち据置期間	5年以内
貸付利率		2.60%以内

- 融資枠（令和8年度） ①の融資枠（大家畜450億円）と共用
- 融資機関 農協、農協連、農林中央金庫、銀行等

(2) 家畜疾病経営維持資金

口蹄疫等の家畜伝染病発生に伴う経営の停止、畜産物等の単価の下落や売上の減少等により深刻な影響を受けた畜産経営に対し、経営再開等に必要な低利資金を融通する融資機関へ利子補給を行う。

- 貸付条件（利率は令和8年4月20日現在）

	経営再開資金		経営継続資金	経営維持資金
	クイック融資メニュー	通常メニュー		
貸付限度額	手当金等交付見込額（上限3億円）（※）	個人:2,000万円 法人:8,000万円	(1頭当たり、100羽当たり) 乳用牛13万円、肥育牛13万円、繁殖用雌牛6.5万円、肥育豚1.3万円、繁殖豚2.6万円、家きん5.2万円、繁殖用めん羊及び山羊1.3万円	
償還期限	2年以内 (一括償還)	7年以内		
うち据置期間	-	3年以内		
貸付利率	無利子	1.925%以内		2.60%以内

※手当金等交付見込額：家畜1頭羽当たりの単価×処分頭羽数。保証料は全額免除。

- 融資枠（令和4～令和8年度） 120億円（クイック融資メニューを含む。）
- 融資機関 農協、農協連、農林中央金庫、銀行等

(3) 畜産動産担保融資活用支援事業

地域、経営規模又は畜種に関わらず、必要に応じて畜産動産担保融資が広く利用できる環境整備を進めるため、畜産動産担保融資の事例蓄積を継続するとともに、家畜の一般担保化へ向けた課題検討を行い、検討結果を広く融資機関に周知する。

- 事業実施期間 令和8～令和10年度

3 事業実施主体 （公社）中央畜産会

4 所要額 1,143百万円

食肉流通改善合理化支援事業

1 事業の目的

肉用牛等の生産基盤の強化が進む中、消費者に国産食肉を安定的に届けるため、食肉流通関係事業者の経営体質の強化や流通の合理化の必要性が一層増している。このため、産地食肉センター等の施設の改善、食肉流通の各段階における業務の効率化、経営の安定化、顧客視点に立った国産食肉の新需要の創出等のための措置を講ずるほか、個体識別制度の円滑な運用の確保や、口蹄疫、豚熱及び高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）等に備えた国産食肉の安全・安心に係る情報収集・普及等を支援することにより、食肉流通の合理化、安全・安心な食肉の安定供給を図り、もって我が国畜産の健全な発展に資する。

2 事業の内容

（1）食肉流通施設等設備改善支援事業

食肉等の流通の合理化等を図るため、産地食肉センター、家畜市場及び食鳥処理施設における処理等の効率化、環境対策、衛生管理の高度化、省力化及び地域対策の充実に必要な設備の導入を支援する。

（2）食肉卸売経営に対する民間融資の円滑化

資金調達手段に乏しい中小食肉卸売業者等に対する民間融資の円滑化を図るため、民間融資機関に対する信用力の強化を図る。

（3）食肉流通経営体質強化促進事業

食肉流通経営の体質強化を図るため、食肉流通関連制度に関するセミナーの開催、低利資金の融通、生産者との連携強化、食肉取引の円滑化、食肉卸売市場の決済機能の強化、品質管理の高度化を図る取組等を支援する。

（4）国産食肉等新需要創出緊急対策事業

交雑種・乳用種も含めた牛肉や豚肉などの国産食肉等の新たな商品価値を創出・提案するため、生産・加工・流通及び販売業者が一体となった加工品の試作や販路開拓等の取組を支援する。

（5）緊急時生産流通体制支援事業

① 緊急時食肉安全性等情報提供事業

口蹄疫、豚熱、HPAI等の発生時に備えた、国産食肉の安全・安心に係る情報の収集及び消費者への普及を支援する。

② 緊急時鶏肉処理体制整備等対策事業

HPAI等の発生時における円滑な鶏肉処理体制の構築に向けた取組を支援する。

（6）個体識別情報活用事業

個体識別制度の適正かつ円滑な運用を図るため、個体識別情報の活用に関する検討会等の取組を支援する。

3 事業実施主体 民間団体等

4 所要額（補助率） 3, 385百万円 （定額、2／3以内、1／2以内、1／5以内、1／10以内）

畜産副産物適正処分等推進事業

1 事業の目的

国内におけるBSE発生を契機とし、牛由来の肉骨粉やせき柱については、食用・飼肥料等としての利用が制限されており、適正な処分等が求められている。また、近年の国際情勢、特に米国による中国や東南アジア諸国からの輸入品に対する高関税措置の影響により、皮革製品の世界的な貿易縮小やサプライチェーンの混乱が生じており、国産原皮の価格等にも影響が及んでいることから、国際競争力の強化等が求められている。

これらの利用が制限された畜産残さや、供給過剰となり行き場を失った家畜の皮が適切に処理されない場合、大量の畜産残さ等がと畜場に滞留し、と畜機能が麻痺するとともに、消費者の食の安全・安心が脅かされるおそれがある。

このため、牛肉骨粉や牛せき柱の適正管理・処分等の取組を支援するとともに、国産原皮の国際競争力強化等の取組を支援することにより、と畜機能の維持及び食の安全・安心の確保を図る。

2 事業の内容

(1) 肉骨粉適正処分対策事業

牛肉骨粉の適正処分の推進のため、レンダリング業者における牛肉骨粉の製造経費、セメント業者・廃棄物処理業者における焼却処分経費等の一部を助成。

(2) 牛せき柱適正管理等推進事業

牛せき柱の食品・飼料等としての流通を防ぐため、牛せき柱の分別管理体制を整え、適切に牛せき柱を除去・管理している食肉事業者に対して、促進費を交付。

(3) 国産原皮品質向上等支援事業

国産原皮の国際競争力を高めるため高品質な原皮の生産に必要な機械等の導入や、輸出機能を維持するため原皮の一時保管や焼却処理等を行う取組を支援。

(4) 畜産副産物需給安定推進事業

畜産副産物の需給調査や、肉骨粉の用途拡大の検討等を支援。

3 事業実施主体 民間団体

4 所要額（補助率） 5, 588百万円 （定額、10／10以内、1／2以内、1／3以内）

畜産経営安定化飼料支援事業

1 事業の目的

畜産経営の安定・競争力の強化を図る上で、畜産物生産費の多くを占める配合飼料費の低減を図ることが重要である。

このような中、農業競争力強化支援法（平成 29 年法律第 35 号）において、農業者の努力だけでは実現できない良質で低廉な農業資材の供給等に向けた構造的な課題を解決するため、配合飼料製造業などの農業生産資材事業者の事業再編の促進が位置付けられている。また、食料・農業・農村基本計画（令和 7 年 4 月 11 日閣議決定）において、配合飼料の価格低減に資するよう、配合飼料工場の再編等の製造合理化を推進することとしている。

このため、配合飼料製造業における配合飼料製造・供給コストの低減の取組を推進し、配合飼料費低減等による畜産経営の安定・競争力強化を図る観点から、配合飼料製造業関係者における検討、設備導入及び施設廃棄等の取組を支援する。

2 事業の内容

- （１）工場の再編・合理化等の配合飼料製造・供給コストの低減に向けた関係者による検討、計画策定の取組等を支援する。
- （２）農業競争力強化支援法に基づき農林水産大臣の認定を受けた事業再編計画により実施する工場の再編・合理化等に伴う、
 - ① 設備導入に必要な資金の借入れに対する金利相当額の一部（利子助成率 1.25% 以内）
 - ② 施設廃棄等に必要な費用の一部を支援する。

3 事業実施期間 平成 28 年度～令和 8 年度

4 事業実施主体 民間団体

5 所要額（補助率） 149 百万円（定額、1／3 以内）

畜産経営災害等総合対策緊急支援事業

1 事業の目的

自然災害や悪性の家畜伝染病の発生、感染症の爆発的な拡大（パンデミック）等により多数の畜産農家や家畜市場等が被害を受け、広域的に生産・流通基盤が棄損すれば、地域経済に深刻な被害を及ぼす恐れがある。

このため、自然災害等により被害を受けた畜産農家等の経営継続・再開に向けて、政府の方針と協調し、被災畜舎・機械の補改修、一時的な家畜の避難、家畜の再導入、代替飼料の共同購入、感染症発生農場への代替要員の派遣、肉用子牛の計画出荷や家畜伝染病の発生農家への互助金の交付、事業参加者への衛生指導等を支援する。

2 事業の内容

（１）畜産経営災害総合対策緊急支援事業等

- ①簡易畜舎の整備、畜舎・飼養管理機械等の補改修、土砂・がれき等の撤去等に対する支援
- ②緊急的な家畜等の避難に要する経費に対する支援
- ③家畜の導入支援
- ④乳房炎対策への支援
- ⑤災害に伴う停電や断水への対応に対する支援
- ⑥サイレージ品質低下防止対策に対する支援
- ⑦代替飼料の共同購入に対する支援
- ⑧経営者等の感染症発生時における代替要員の派遣、消毒等に対する支援
- ⑨家畜市場での感染症発生に伴う肉用子牛の計画出荷に対する支援

（２）家畜防疫互助基金支援事業

口蹄疫、牛疫、牛肺疫、アフリカ豚熱、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ発生時の互助金の交付、事業参加者への衛生指導等を行う。

3 事業実施主体 都道府県団体、民間団体

4 所要額（補助率） 3，280百万円（定額、1／2以内）

バター・脱脂粉乳需給不均衡及び 生乳流通改善緊急事業

1 事業の目的

酪農経営の安定には、生乳需給の安定を図る必要がある。バター・脱脂粉乳需給の不均衡が拡大しており、生乳需給の不安定化の一因となっている。また、物流問題により、集送乳経費が引き続き上昇することが見込まれ、これらの課題に早急に対処する必要がある。

このため、生乳流通事業者等が行うバター・脱脂粉乳の需給の不均衡改善や集送乳経費の合理化に対する取組を支援することで、酪農経営の安定に資する。

2 事業の内容

(1) バター・脱脂粉乳需給不均衡及び生乳流通改善緊急事業（令和8年度）

①バター・脱脂粉乳の需給の不均衡改善への支援

バター・脱脂粉乳需給の不均衡を改善するための取組を行う生乳流通事業者に対し、18万トンを限度として、対象数量に応じた奨励金を交付。

②集送乳経費の合理化への支援

物流問題へ対応するため、農協等と連携して、実態把握や改善策の策定等に基づく、集送乳経費の合理化に取り組む指定生乳生産者団体に対し、343万トンを限度として、対象数量に応じた奨励金を交付。

(2) バター・脱脂粉乳需給不均衡及び生乳流通改善緊急特別対策事業（令和7～8年度）

バター・脱脂粉乳の需給の不均衡改善及び集送乳経費の合理化に取り組む生乳流通事業者に対し、7万トンを限度として、対象数量に応じた奨励金を交付。

3 事業実施主体 生産者団体等

4 所要額（補助率）

(1) の事業 1,708百万円（定額）

(2) の事業 13,100百万円の内数（令和7年度補正国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策）（定額）

優良和子牛生産推進緊急支援事業

1 事業の目的

肉用子牛の価格が大幅に下落し、生産者の経営環境が悪化しており、生産者の意欲低下により肉用牛生産基盤の弱体化が懸念されるため、飼養管理の向上に取り組む和子牛生産者を臨時的に支援する。

2 事業の内容

市場等で取引される和子牛のブロック別平均価格※が、発動基準（下表）を下回った場合に、飼養管理向上のための取組メニューを行う生産者が販売した和子牛に対して、奨励金を交付する。

発動基準 (税込)	黒毛和種	62万円	61万円
	褐毛和種	57万円	56万円
	その他の肉専用種	37万円	36万円
必要取組数		2つ	3つ
奨励金単価		1万円/頭	2万円/頭

<飼養管理向上のための取組メニュー>

母子共通メニュー	子牛メニュー	母牛メニュー
・飼料効率の改善 ・添加物による栄養補助 ・駆虫・防虫対策 ・寒冷・暑熱対策 ・牛体管理の徹底	・疾病防止のワクチン接種 ・疾病の早期治療 ・栄養状態を強化する人工哺乳	・疾病防止のワクチン接種 ・発情発見機等の活用 ・高度な栄養管理

※1：黒毛和種は、「北海道」、「東北」、「本州関東以西・四国」、「九州・沖縄」の4ブロックとし、全国平均に対して著しく高い価格（偏差値70（平均＋2標準偏差）以上）となっている都道府県については、ブロック別平均価格の算定から除外し、単独で平均価格を計算

※2：褐毛和種及びその他の肉専用種は全国1ブロック

※3：黒毛和種、褐毛和種は四半期毎、その他の肉専用種は年度で計算

3 事業実施主体 都道府県団体等

4 実施期間 令和8年4月から令和9年3月まで

5 所要額（補助率） 66,227百万円の内数（定額）

和子牛産地基盤強化緊急特別対策事業

1 事業の目的

枝肉価格の低下や飼料価格の高止まり等により、子牛価格が低下し、繁殖農家の生産基盤が危機的状況にあることから、和子牛産地の基盤強化につながる取組を支援することにより、意欲ある生産者の経営の継続・発展に資する環境を整備する。

2 事業の内容

肉用子牛の品種区分毎のブロック別平均価格※_{1、2、3}が、発動基準（下表）を下回った場合に、「和子牛産地基盤強化計画」を作成した地域において、産地基盤強化に資する取組メニュー（下表）のうち1つ以上行う生産者に対して、販売・自家保留頭数に応じた奨励金1万円/頭（離島等※₄は5万円/頭）を交付する。

品種区分	発動基準	取組メニュー
黒毛和種	6 2 万円未満	① 地域内自給飼料の生産・利用 ② 早期出荷に向けた地域内一貫生産 ③ 需給に応じた生産
褐毛和種	5 7 万円未満	
その他肉専用種	3 7 万円未満	

※1：黒毛和種は、「北海道」、「東北」、「本州関東以西・四国」、「九州・沖縄」の4ブロックとし、全国平均に対して著しく高い価格（偏差値 70（平均＋2標準偏差）以上）となっている都道府県については、ブロック別平均価格の算定から除外し、単独で平均価格を計算

※2：褐毛和種及びその他の肉専用種は全国1ブロック

※3：黒毛和種、褐毛和種は四半期毎、その他の肉専用種は年度で計算

※4：「離島等」は、離島振興法第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域、沖縄県、鹿児島県奄美市及び同県大島郡

3 事業実施主体 都道府県団体等

4 実施期間 令和8年4月から令和9年3月まで

5 所要額（補助率） 6 6 , 2 2 7 百万円の内数（定額）

食肉処理高度化緊急特別対策事業

1 事業の目的

食肉処理施設の老朽化・稼働率の低下が課題となる中で、食肉処理施設の必要な設備等の整備を進めなければ、我が国の食肉供給システムに支障が生じるおそれがあることから、食肉処理施設にとって必要不可欠な浄化槽・冷蔵設備等の整備・改修を支援することにより、食肉流通の円滑化を図るとともに、安全・安心な食肉の安定供給を図り、もって我が国の畜産の健全な発展に資する。

2 事業の内容

既設の食肉処理施設において、施設の老朽化のため、2施設以上が集荷、販売及び流通等に関する連携計画を策定した場合に、浄化槽、冷蔵庫等の整備・改修を支援する。

3 事業実施主体 農業協同組合等

4 所要額（補助率） 3, 0 0 0 百万円（1／2以内）

和牛肉需要拡大緊急対策事業

1 事業の目的

物価高騰に伴う消費者の生活防衛意識の高まり等により、和牛肉の需要が軟調に推移している状況にある中、和牛肉を持続的に生産していくためには、和牛肉の需要を喚起し、需給状況を改善する必要がある。

このため、和牛肉の販売促進の取組や和牛肉試食提供等による消費拡大の取組等を支援することにより、食肉需給状況の改善を図る。

2 事業の内容

(1) 和牛肉販売強化等支援緊急対策事業

和牛肉の販売拡大や販売方法の多様化を図るため、食肉事業者が行う和牛肉の販売促進の取組を支援する。この中で、早期出荷和牛肉・オレイン酸含有量表示和牛肉や和牛肉を原料とした新商品開発等、消費者の新たなニーズに合わせた販売促進の取組も支援する。

(2) 和牛肉喫食機会拡大緊急対策事業

和牛肉の消費拡大及び理解醸成を図るため、一般消費者、小中高等学校等に対して食肉事業者等が行う、和牛肉の試食提供等の取組を支援する。

3 事業実施主体 民間団体等

4 所要額（補助率） 17,000百万円（定額）

5 事業実施期間 令和7年度及び令和8年度

国産牛乳乳製品需要拡大・競争力強化対策事業

1 事業の目的

国際情勢の影響等により輸入原料価格が上昇するなど酪農経営の状況が不安定となっている。加えて、依然として脱脂粉乳需要は低迷しており、脱脂粉乳の需給ギャップを埋めることで生乳需給の安定を図る必要がある。また、TPP11等の経済連携協定を踏まえ、令和2年12月8日に改訂された「総合的なTPP等関連政策大綱」に即し国産チーズの競争力を高める必要がある。さらに、夏季の異常な猛暑による生乳生産量の低下や受胎率低下に起因する分娩ズレにより、需要期（夏季）の生産が減少し、不需要期（冬季）に生産が増加する等の課題があり、需要に応じた生産を促す必要がある。

このため、国産チーズの原料乳の高品質化、製造面での生産拡大・高付加価値化及びチーズ工房等の品質向上・ブランド化等の取組、在庫水準が高くなっている脱脂粉乳について民間事業者が協調して行う脱脂粉乳の在庫低減に対する取組、牛乳乳製品の需要拡大に向けたプロモーション等の取組、暑熱対策用資材・機材の導入等の取組、人工授精から受精卵移植（黒毛和種除く）に転換する取組等を支援する。

2 事業の内容

（1）国産チーズ生産奨励事業

チーズの味や歩留まりに影響する原料乳について、酪農家が、実需者の求める高い品質を確保するため、飼養管理や乳質管理の高度化等に取り組む費用の一部を支援するとともに、特色あるチーズ生産や輸出の取組、国産チーズ向け生乳の販売拡大等の取組を支援する。

（2）国産チーズ生産拡大支援

国産チーズの需要創出等の計画を有する乳業メーカーのチーズ生産拡大・高付加価値化を支援する。

（3）国産チーズ競争力強化支援対策事業

① 国産チーズ品質向上・ブランド化支援

国産チーズを製造するために必要な技術研修会の開催や海外チーズ工房等における研修会の開催、ブランド化のための国内コンテストの開催、国際コンテ

ストへの参加、地域の特色を活かしたチーズ生産拡大への取組等を支援する。

② 国産チーズの消費拡大支援

国産チーズの消費拡大を図るため、チーズを日本の食文化に取り入れるための活動や、国内又は海外でのチーズの価値のPR、展示によるチーズの普及活動の強化等を支援する。

(4) 脱脂粉乳在庫低減対策等支援

生乳需給の改善に向け、民間事業者が協調して行う脱脂粉乳の在庫の低減を図るための取組や、乳製品の長期計画的な販売への取組、国産牛乳乳製品等の需要を拡大する取組等に対して支援。

(5) 生乳暑熱対応推進緊急事業

需要に応じた生産の推進に向け、暑熱の影響による個体乳量や受胎率の低下を防止するための暑熱対策用資材・機材の導入の取組や、人工授精から受精卵移植（黒毛和種除く）に転換する取組に対して支援。

3 事業実施主体 民間団体等

4 所要額（補助率） 13,100百万円（定額、1／2以内、1／3以内）